

# 虫歯ゼロの子集まれ



3歳児健康診査で、虫歯のなかった子どもたちを紹介!



阿部 壮汰くん



及川 優翔くん



佐々木 暖くん



佐藤 菜奈ちゃん



糟谷衣知夏ちゃん



島山 慶悟くん

## 大腸がん検診が無料で受けられます!

申し込み  
受け付け中!

今年度は、大腸がん検診が無料となります。検査キットで便を採取して提出BOXに入れるだけなので、会場での待ち時間もありません。申し込みがお済みの人は、この機会に必ず受けましょう!

大腸がんは、早期発見・早期治療することで、ほとんどの人が治癒できると言われています。追加申し込みも随時受け付けておりますので、まだお申し込みをしていない人、これまで一度も受けたことがない人、ご家族ご近所お誘いの上、この機会に検診を受けましょう!

### 会場および日時について

- 受付期間 7月4日(月)~22日(金)
- 対象者および検診料金  
(年齢の基準日:令和5年3月31日現在)

対象者	料金
町内に住所を有する40歳以上の人	無料

- 提出会場 ①南三陸病院  
②戸倉公民館  
③入谷公民館  
④歌津総合支所

どこでも  
提出が  
可能です!



- 提出時間  
＜南三陸病院＞  
月曜日\*の午前8時30分から金曜日の午前11時まで  
(夜間・早朝も提出可!)

- 検査キットの提出方法  
各会場に「大腸がん検診検体提出BOX」と表示した箱を設置しますので、検体を入れて下さい。
- 当日の持ち物  
検体キット(事前にお渡しする検査キットで便を2日分採取したもの)



日本人の  
罹るがん  
第1位

保健福祉課 健康増進係 ☎46-5113

## 7月 無料相談

相談項目	日 時	場所・相談内容など	連絡先
行政相談	14日(木) 28日(木)	13:00~15:00	総合ケアセンター南三陸 1階相談室 総務課総務法令係 ☎46-1370
求職・求人相談	月・水・金曜日	9:00~16:30	役場1階無料職業紹介所 求職者...町内居住者、町内就業希望者 求人企業...町内に事業所を有する企業 無料職業紹介所 ☎29-6215
消費生活相談	火・木曜日	9:00~15:00	役場1階消費生活相談所 悪質商法・事業者との契約トラブルなどの消費生活に関する相談 消費生活相談所 ☎29-6215
生活相談	14日(木) 28日(木)	10:00~15:00	総合ケアセンター南三陸 1階相談室 保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601
人権相談	14日(木) 28日(木) 19日(火)	10:00~15:00	総合ケアセンター南三陸 1階相談室 保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601 歌津総合支所相談室 歌津総合支所住民福祉係 ☎36-2111
生活困窮相談	7日(木) 21日(木) 14日(木) 28日(木)	13:30~15:00	総合ケアセンター南三陸 1階相談室 歌津総合支所相談室 宮城県自立相談支援センター ☎0225-25-7607
妊婦相談・赤ちゃん相談	毎週月曜日	13:00~17:00	総合ケアセンター南三陸 妊婦さんの相談、子どもの発育や育児に関する相談など 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113
HIV・クラミジア・梅毒検査	第1回 12日(火) 第2回 26日(火)	13:00~15:00	気仙沼保健福祉事務所 エイズ、クラミジア、梅毒に感染しているかどうかを調べる血液検査(匿名で受けることができます) ※個別に対応しますので、事前予約が必要です。 予約期限:第1回 8日(金) 正午まで 第2回 22日(金) 正午まで 気仙沼保健福祉事務所 ☎22-6662
アルコール家族教室・専門相談	19日(火)	家族教室 13:00~14:10 専門相談 14:30~	場所:気仙沼保健所 内容:お酒の飲み方や、周りの人との関係などでお困りの人(本人・家族・周囲の方)の相談に応じます。 助言者:東北会病院 鈴木精神保健福祉士 ※事前予約が必要です。 予約期限:12日(火)まで 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113 気仙沼保健所 ☎21-1356
食生活相談	毎週月~金曜日	8:30~17:00	総合ケアセンター南三陸 子どもから高齢者までの食事に関する相談など(来所または電話相談)。 ※来所相談を希望する人は、事前予約をお願いします。 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113
がんなんでも相談	毎週月~金曜日	9:00~16:00	宮城県対がん協会 がんに関する悩み、不安、疑問など、医師または看護師が無料で相談に応じます。 がん患者とその家族、友人など、どなたでも相談できます。 宮城県がん総合支援センター ☎022-263-1560

※各種相談日のうち祝日は休みとなります。

## 7月は「社会を明るくする運動」の強化月間です ~犯罪や非行を防止し立ち直りを支える地域のチカラ~

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で72回目を迎えます。

### この運動が目指すこと(行動目標)

1. 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取り組みを進めよう
2. 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

### 強調月間中の活動予定

- 小・中学校等での啓発活動 7月上旬 町内各小中学校に啓発グッズなどを配布
- 広報活動 防災無線、公共施設などへの社明運動のほり設置、啓発活動

保健福祉課 社会福祉係 ☎46-2601



社会を明るくする運動  
ホームページ